

## (6) たわみ継手

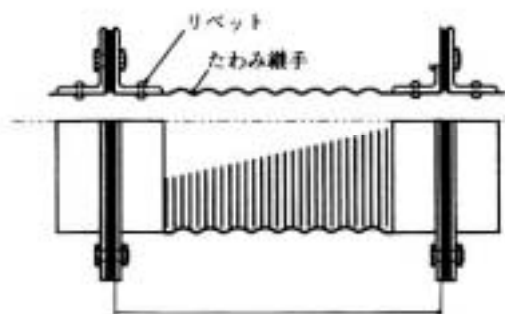
たわみ継手は機器とダクトとの間に挿入し、機器から発生する振動を遮断する目的で使われるケースがほとんどであるが、まれにエキスパンションと同様に扱われる時もある。

一般用ダクトに使用されるたわみ継手は、たわみ継手としての十分な機能及び耐久性を有するもので、以前はアスベスト製を使用していたがガスケット同様有害物質の認定を受けた後、代替え材料としてガラス繊維系が主流となった。その後一定の耐久性、不燃性を有する繊維系クロスであれば材質の特定をしていない。しかし、コストなどの点から現在もガラス繊維系クロスの取扱量が多い。

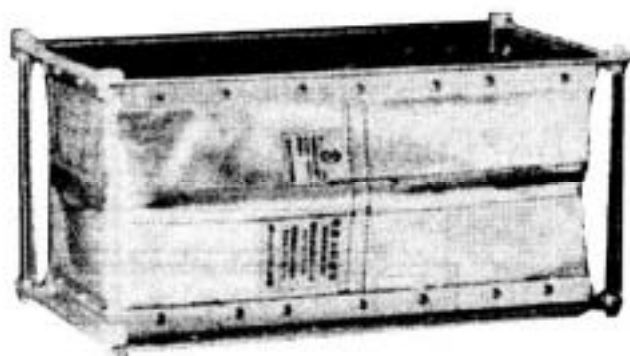
たわみ継手に対する要求性能として、繊維系クロスの片面に漏れ防止用のアルミ箔等を貼ったもので、不燃性能を有し、引張強度、耐折れ強度の試験に合格した厚み0.65mm以上のものを使用する。構造は継手材料を二重にし、必要に応じ内部に補強線の挿入などの処置を施したものとするとあり、長さについては概ね、150mm以上としている。

排煙系に使用するたわみ継手は、建設大臣認定品となっている。現在複数社が認定製品の販売を行っており、一般用たわみ継手との外見上の違いとして表面のアルミ箔に会社名及び素材番号の表示と認定及び評価のシールの貼り合わせが義務づけられている。

尚、たわみ継手を業界では一部でキャンバスと称しているが、元来キャンバス (CANVAS) 布地を素材として使用した事が語源となっている。従ってキャンバスと呼ぶのは、間違いであるから、今後はたわみ継手と改める必要がある。尚、建設省の仕様書では、「たわみ継手」となっており、これは不燃性能を有する材料を規定している事から、キャンバス (帆布) が使えないからである。



◎たわみ継手の取り付け方



排煙系に使用する建設大臣認定たわみ継手